

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認群馬地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和63年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月1日から同年12月1日まで

A社B所（現在は、A社C部）から同社本社へ昭和63年11月1日に転勤となったが、社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、同日から同年12月1日までの期間が空白となっている。この期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

人事記録、雇用保険の記録及び給与明細表により、申立人はA社に継続して勤務（昭和63年11月1日にA社B所から同社本社へ異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和63年12月の社会保険庁の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年12月4日とし、申立期間の標準報酬月額を62万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から同年12月4日まで

厚生年金保険法の改正により、平成14年4月1日から70歳までの厚生年金保険の加入が義務化された。同年4月1日時点において、私は69歳であったため、同日から70歳を迎えるまで厚生年金保険に加入していたはずであり、この間、厚生年金保険料が給与から控除されていたことは給与明細書からも明らかである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成14年4月1日から適用事業所に使用される厚生年金保険被保険者の年齢の上限が65歳未満から70歳未満に引き上げられる厚生年金保険法第9条の改正（平成12年3月31日法律第18号）に伴い、同日から再度厚生年金保険の被保険者となるべき当時69歳であった申立人の厚生年金保険の加入記録は無いものの、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及び「平成14年分の所得税の確定申告書」の控えにより、申立人がA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から62万円とすることが妥当である。

一方、申立人はA社における代表取締役であるが、申立人の申立期間における給与からは適正に厚生年金保険料が控除されていた上、同社の事務

担当者からの「社会保険関係の届出については、B事務所に委託しており、社長は全く目を通しておらず、届出用の印鑑も自分が管理している」との証言や、同社の経理責任者からの「社会保険料の納入告知額と源泉控除した保険料総額は突合していないため、納付した社会保険料の内訳については精査していない」との証言を踏まえると、申立人は同社が保険料の納付義務を履行していないことを知り得る状態ではなかったものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、B事務所からは「申立人に係る『厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書』が確認できないことから、当事務所が、申立人に係る被保険者資格の取得手続を失念してしまったのかもしれない」との回答を得たため、当該事業所が保存している「被保険者標準報酬決定通知書」、「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」並びに社会保険事務所が保有している「平成14年8月分健康保険保険料 厚生年金保険保険料 児童手当 拠出金 増減内訳書」により、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者に係る標準報酬月額から保険料額を検証した結果、当該事業所が保存している「保険料納入告知額・領収済通知書」の金額と一致し、申立人に係る厚生年金保険料は含まれていないことが判明したことから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の平成14年4月から同年11月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成14年4月1日、資格喪失日に係る記録を同年7月31日とし、申立期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から同年7月31日まで  
厚生年金保険法の改正により、平成14年4月1日から70歳までの厚生年金保険の加入が義務化された。同年4月1日時点において、私は69歳であったため、同日から70歳を迎えるまで厚生年金保険に加入していたはずであり、この間、厚生年金保険料が給与から控除されていたことは給与明細書からも明らかである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

平成14年4月1日から適用事業所に使用される厚生年金保険被保険者の年齢の上限が65歳未満から70歳未満に引き上げられる厚生年金保険法第9条の改正（平成12年3月31日法律第18号）に伴い、同日から再度厚生年金保険の被保険者となるべき当時69歳であった申立人の厚生年金保険の加入記録は無いものの、申立人から提出された申立期間に係る給与明細書及び「平成14年分の所得税の確定申告書」の控えにより、申立人がA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から41万円とすることが妥当である。

一方、申立人はA社における申立期間当時の取締役であるが、同僚からは「申立人の分掌は営業であり、経理や社会保険関係には携わっていないか

った」との証言が得られたことから、申立人は同社が保険料の納付義務を履行していないことを知り得る状態ではなかったものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、B事務所からは「申立人に係る『厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書』が確認できないことから、当事務所が、申立人に係る被保険者資格の取得手続を失念してしまったのかもしれない」との回答を得たため、当該事業所が保存している「被保険者標準報酬決定通知書」、「厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」並びに社会保険事務所が保有している「平成 14 年 8 月分健康保険保険料 厚生年金保険保険料 児童手当 拠出金 増減内訳書」により、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者に係る標準報酬月額から保険料額を検証した結果、当該事業所が保存している「保険料納入告知額・領収済通知書」の金額と一致し、申立人に係る厚生年金保険料は含まれていないことが判明したことから、社会保険事務所は申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の平成 14 年 4 月から同年 6 月までの期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。